

審査基準及び審査方法

大分県地域公共交通計画策定支援業務委託にかかる提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

(1) 各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配分点
1 企画内容及び実施方法		70/100
事業内容及び方法の妥当性	・県域全体の交通に対する特性や現状、課題を十分に理解しているか	15
	・実効性があり、スピード感をもった工程が提案されているか ・工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか	15
	・各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能な内容となっているか	20
	・調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な成果指標等を設定できる内容となっているか	20
2 見積金額		10/100
	・業務に対して見積金額が適切か	10
3 事業実施主体の適格性		20/100
業務遂行	・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。	10
	・同種、類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか	10

2 審査方法

(1) 審査

採点は、審査委員が提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）を審査し、別添審査票により行う。

ア 評価項目ごとの採点

採点は、提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）について、評価項目ごとに評価基準と配点に応じて実施する。

イ 企画提案点

評価項目ごとの採点を集計の上、各審査委員の合計点を算出し、その平均点を参加者の企画提案点とする。

(2) 予備審査（参加者5名以上の場合のみ実施）

提案競技参加者が5名以上の場合、委員長は、審査会において予備審査を実施する。

予備審査は書面により実施し、審査は２（１）の手順に準じて行う。

３ その他

- （１） 上記１及び２に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。
- （２） 審査により、最優秀提案者として選定された者が、受託者の候補となり契約締結の協議を行う。
- （３） 応募者が１者のみの場合、基準点（６割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。
- （４） その他、審査評価等の取扱いについて必要な事項は、別途定める。